

## 萩市看護人材育成奨学金給付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、萩市看護人材育成奨学金（以下「奨学金」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象)

第2条 奨学金は、山口県立萩看護学校、萩准看護学院及び市外の保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した看護師を養成する大学、学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している学生に対して給付する。ただし、高等学校看護科・専攻科での一貫教育を行う学校においては、専攻科に在学している学生のみを対象とする。

### (給付要件)

第3条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 養成施設に在学する学生（入学予定者を含む。）であること。
- (2) 養成施設を卒業した日の属する年度の翌年度末までに、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の免許を取得し、免許取得後直ちに、次に掲げる期間、市内の医療機関において、看護師等の業務に従事する意思があること。
  - ア 山口県立萩看護学校、萩准看護学院 給付期間と同じ期間
  - イ 市外の養成施設 給付期間の1.5倍の期間（1年未満切上げ）
- (3) 萩市の他の奨学金及びひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の給付を受けていないこと。

### (給付申請)

第4条 奨学金を受けようとする者は、市長が定める日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 萩市看護人材育成奨学金給付申請書（別記第1号様式）
- (2) 入学を予定する養成施設の合格証の写し（入学予定者に限る。）
- (3) 在学証明書（当該年度分）
- (4) 生計を一にする全ての者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（氏名及び住所の記載のあるもの。）
- (5) 高校生以下を除く生計を一にする全ての者の所得証明書（前年分。ただし、やむを得ないときは、前々年分。）
- (6) 高校生以下を除く生計を一にし、市内に住所を有する全ての者の収入及び市税状況等確認同意書（別記第2号様式）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する者が、前項第6号に掲げる書類を提出したときは、前項第4号及び第5号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(給付の決定等)

第5条 市長は、前条の給付申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、給付の可否を決定の上、萩市看護人材育成奨学金給付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の規定による給付の決定通知を受けた者は、直ちに口座振替依頼書及び保証人届出書（別記第4号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第7条 奨学生は、次の表の区分に応じ、交付するものとする。

学校	給付額
山口県立萩看護学校	年額30万円（3年を限度）
萩准看護学院	年額30万円（2年を限度）
市外の養成施設	年額60万円（当該養成施設における規定の修学期間を限度）

2 市長は、前条の交付の申請があったときは、前項に定める給付金額を速やかに当該奨学生に交付する。

(異動等の届出)

第8条 奨学生又は奨学生の交付を受けた者は、次条の規定により交付が取り消されるまでの間、若しくは第10条の規定により給付が確定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに異動等届書（別記第5号様式）に当該事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事情があるときは、代理人が届け出ることができる。

- (1) 休学、停学、留年又は復学したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 転学したとき。
- (4) 奨学生を辞退するとき。
- (5) 住所又は氏名を変更したとき。
- (6) 養成施設を卒業したとき。
- (7) 看護師等の免許を取得したとき。
- (8) 市内の医療機関に看護師等としてその業務に従事したとき又は休職若しくは退職したとき。

2 奨学生は、保証人を変更するときは、直ちに保証人変更届出書（別記第6号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の取消し等）

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の交付を取り消すことができる。

- (1) 停学の処分を受けたとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 奨学生を辞退したとき。
- (5) 第3条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。
- (6) その他奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により奨学金の交付を取り消したときは、直ちにその旨を書面により、当該奨学生に通知するものとする。

（給付の確定）

第10条 奨学金の給付は、次の各号に該当するとき確定したものとする。

- (1) 奨学生として奨学金の交付を受けた者が、養成施設を卒業した日の属する年度の翌年度末までに看護師等の免許を取得し、免許取得後直ちに第3条第2号で定める期間、市内の医療機関において、看護師等の業務に従事したとき。ただし、労働契約の期間の定めがなく、当該医療機関に直接雇用されている者に限る。
  - (2) 死亡又は心身の故障等のため奨学金の給付の確定の見込みがなくなったとき。
- 2 市長は、前項の規定により給付が確定したときは、当該奨学金を受けた者に萩市人材育成奨学金給付確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（返還）

第11条 市長は、奨学金の給付の確定の見込みがなくなったと認められるときは、奨学金の給付が確定していない奨学金について、その全額又は一部を返還させることができる。

2 奨学金の交付を受けた者は、奨学金の返還の債務が生じたときは、速やかに萩市人材育成奨学金返還明細書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（返還の債務の履行猶予）

第12条 市長は、奨学金の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当している期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

- (2) 萩准看護学院卒業後、引き続き、看護師資格の取得のために、看護師養成施設で修学しているとき。ただし、当該養成施設における規定の修学期間を限度とする。
- 2 前項の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、萩市看護人材育成奨学金返還債務履行猶予申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により萩市看護人材育成奨学金返還債務履行猶予申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、奨学金の返還の債務の履行を猶予するかどうかの決定をし、その結果を萩市看護人材育成奨学金返還債務履行猶予承認通知書（別記第10号様式）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。